

第32回 あそ雪の広場

開催日程 平成26年2月8日(土) 13時から20時
9日(日) 9時から14時

開催場所 阿蘇公園(元町)

毎年、好評を得ている花火大会をはじめ、航空自衛隊の雪上車体験試乗、もちまきなど各種イベントを予定しています。

さらに、お子様に大人気の大型滑り台や、身体が温まるフードメニューも登場します。

詳しくは、新聞折り込みチラシ(1月下旬予定)でご案内します。



▼問合せ あそ雪の広場実行委員会
(事務局：当別町観光協会 ☎ 23-3129)
E-mail: syokan@town.tobetsu.hokkaido.jp

農業振興地域整備計画全体見直しと除外申出等の受付休止について

▼全体見直しについて

町では、平成25年度から平成26年度にかけて農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。

農業振興地域整備計画とは、「農業振興地域の整備に関する法律」(以下、農振法)に基づき市町村が定める計画で、総合的に農業の振興を図るために必要な事項を定めています。現在進めている全体見直し作業は、町の総合計画や都市計画などとの整合性を図り、今後10年先を見通した計画になるよう基礎調査等を実施し見直しを行うものです。

これまで農用地区域からの除外や用途変更、農用地区域への編入手続きについて随時受付してきましたが、今回3月の受付を最後に全体見直しの期間中は休止いたします。



▼受付の休止期間

3月18日(火)～平成27年2月27日(金)(予定)
平成26年度中に除外等の手続きが必要の方

3月14日(金)までに申出書に必要書類を添えて提出してください。

※申出書を提出される前に一度、ご相談ください。

平成27年度以降に具体的な事業計画がある方

全体見直しに反映できるものについては農用地区域からの除外や用途変更、農用地区域への編入を検討しますのでご相談ください。

注1) 関係機関との協議等の進捗状況によっては、見直し完了が予定より遅れることもあります。その場合は、見直し完了まで受付の休止は継続いたしますのでご了承ください。

注2) 農用地区域からの除外については、農振法に定められた要件をすべて満たす場合に限られます。計画内容によっては反映できない場合もございますのでご了承ください。

▼問合せ 農林課農務係 (☎ 23-3091)

『救命講習』を受講しませんか？

私たちは、いつ、どこで、突然のけがや病気に見舞われるか予測できません。また、けがや病気の中には、そのままにしておくと症状の悪化を招き、生命の危険に陥るものがあります。このようなときに、身近にいる人が適切な応急手当を素早く実施できることが、大切な生命を救うことになるのです。

当別消防署では多くの町民が救命講習を受講できるよう、講習会を定期的に行っています。救命講習会では、AED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法についても学べます。

自分の大切な家族、友人、そして隣人の命を守り救うため、講習会に参加してください。

救命講習は定期開催しています

- ▼日時 毎月第4日曜日 13時～16時
- ▼場所 当別消防署（錦町）
- ▼内容 心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、止血法等
・一度受講した方は、2年毎に再講習の受講をお勧めします。
・各団体などグループで申し込む場合は、受講希望日に実施することもできます。

▼問合せ・申込先

当別消防署救急救助課救急係（☎23 - 2537）



埋めないで！消火栓 当別消防署から住民の皆様へお願い

消防職員・消防団員は、冬期間の非常時に備え、降雪により消火栓が埋まらないよう町内に設置している消火栓や防火水槽の除雪作業をするため巡回しています。

降雪が続くと、除雪で追いやられた雪により、消火栓が埋没している状況が見られます。多くの雪が堆積していることで、火災発生時の消火活動に遅れが生じる事が考えられます。また、雪に埋まっていることで、消火栓がある事に気付かず消火栓を破損してしまう恐れがあり、修理に莫大な費用がかかってしまうことがあります。

消火栓や防火水槽の付近に雪を堆積しないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 当別消防署警防課警防係

（☎23 - 2537/FAX22 - 1156/E-mail:tobetsufdl1@town.tobetsu.hokkaido.jp）



いつでも消火栓を
使えるように
ご協力願います



平成 25 年分所得税還付申告と住民税申告及び申告相談

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

- 受付期間 . . . 1月21日(火)～2月14日(金)
- 受付場所 . . . 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 . . . 9時～11時30分、13時～16時

毎年、確定申告期間(2月17日～3月17日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため、還付申告書受付日および申告相談日として設けていますので対象者は是非ご利用ください。また、医療費控除や寄附金控除による還付のみの申告者については「e-Tax」や数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をお勧めしています。

なお、還付申告であっても、譲渡所得(土地、家屋、株式等)がある方は、1月6日(月)以降に札幌北税務署(☎ 011 - 707 - 5111)で申告をしてください。

所得税の還付申告が出来る方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

必要な書類

- ①～④共通及び住民税申告
- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書・国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書 など

医療費控除を受ける方は

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円又は合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・1年分の医療費等を病院別に事前に集計し(生計を一にする親族分の医療費を合わせて申告する場合も病院別に集計)医療費の明細書等に記載してください。明細書は税務課税務係に用意してあります。

白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために、事前に下記の期間を収支内訳書の記載相談として設けましたので、事前に必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越しください。

▼収支内訳書の記載相談期間・会場

1月21日(火)～2月14日(金)
役場1階大会議室

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は**住民税の申告が必要**です。

公的年金等を受給されている方は

税制改正により公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告が必要なくなりましたが、住民税の申告は必要ですので、該当の方は必ず申告してください。本来受けられるはずだった各種控除が平成26年度住民税に反映されない場合があります。

法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

▼提出期限 1月31日(金)

▼提出場所 ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)
役場税務係(役場1階)
・上記以外の書類 札幌北税務署

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。